

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令案等に寄せられた御意見及び御意見に対する考え方

資料 8 - 3

※具体的な意見内容（例）に記載された内容は、基本的にいただいた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミスについては修正しております。

意見番号	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	<p>災害時インバランス料金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新電力にとって、高額なインバランス料金を回避するための実効性のある方策が満足に出揃わない中で、今回計画停電時200円/kWh、電力使用制限中100円/kWhという懲罰的なインバランス料金を設定することについて、小売事業者に過度なリスクを押し付けるものであり、強く反対する。 ・仮に、今回提示の災害時インバランス料金を設けることとなった際には、実際の計画停電時や電力使用制限中において、一送が実需給時に使用した電源(またはDR)の中で最も高い増分燃料費の電源ユニットを特定することで、200円/kWh、100円/kWhという価格設定が妥当だったのか事後チェックを行い、乖離が見られる場合には随時改定が行われる運用を行うこととされたい。 	<p>計画停電中200円/kWh、電力使用制限中100円/kWhというインバランス料金は、懲罰的なインバランス料金を設定するものではなく、電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合において、ひっ迫補正インバランス料金600円/kWh等を適用するという方向性の中、新電力への経営への影響を勘案した暫定的な措置等として設定されたものであり、この内容を含む「2022年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）」はパブリックコメントを経て取りまとめられたものと承知しております。</p> <p>また、インバランス料金を回避するための手段としては、先物市場やベースロード市場の活用、常時バックアップを用いた供給力の確保、DRの活用等が考えられます。これらの手段を含め、各社で取り得る対応を組み合わせることで災害時のリスクに備えていただきたいと考えております。</p> <p>実際に計画停電や電力使用制限が行われた場合には、計画停電や電力使用制限下で必要な量を上回る予備力を市場に拠出しなかった事業者がいないか等、必要な検証を行う予定です。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・第46回制度設計専門会合（資料9）において、「発電・小売一体の旧一電においては、社内取引価格が明確化されておらず、今後、取引条件、卸売価格の設定状況等、内外無差別の監視に関する具体的な方法等、更に検討を深めていく」旨の整理がなされている。この整理は、旧一電の行動監視については、まだ道半ばであり、災害時はおろか、平常時においても、旧一電と新電力のイコールフットイングが実現されていないことを意味している。よって、本課題が解決されるまでは、旧一電小売が供給する小売需要家については、災害時のインバランス料金が適用された場合は、当該インバランス料金を安易に内部で処理せず、小売需要家に転嫁されるよう、小売契約、約款等の変更を義務付けることとされたい。 ・小売事業者のヘッジ手段として、ベースロード電源市場、先物市場を再三言及している以上、基本政策小委の場で、定期的に（例：3か月ごと）に、旧一電の関わり方を中心に、これらの市場の整備状況を審議するよう要望する。 ・第23回基本政策小委（資料6）において、事務局からの回答として、資源エネルギー庁が需要家向け説明会を実施することとしており、また、山内委員長が事務局案を了承するにあたって、この説明会実施を条件としている。したがって、災害時のインバランス料金は、この説明会の実施がなされて十分に事業者の理解を得られたと判断したのちに施行とすべきである。 ・災害時のインバランス料金については、一般送配電事業者が、計画停電の発生自体を回避すること、あるいは計画停電が発生しても、極めて短時間で計画停電が解消されることがセットであるべきで、一般送配電事業者にとって、計画停電の発生回避のインセンティブになっていることを今一度周知されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の省令改正により新設されるインバランス料金が適用されるのは、計画停電や電力使用制限中であり、この間は需要が削減されることで需給バランスが改善しているため、社会全体では供給力が足りていると考えられます。したがって、災害時に備えて先物取引等のヘッジ手段を活用し、供給力確保義務を果たそうとする小売電気事業者であれば、大きなインバランス負担が発生する蓋然性は低いと考えられます。 ・また、こうした事業環境を確保するため、市場への電源供出について、電力・ガス取引監視等委員会において、計画停電や電力使用制限が行われている状況下で、必要な量を上回る予備力を市場に拠出ししない事業者がいないか等、市場監視を厳格に行うとともに、必要な検証を行うこととしています。 ・なお、ヘッジ手段としては、先物市場やベースロード市場の活用、常時バックアップを用いた供給力の確保、DRの活用等の手段も存在するところ、小売料金の見直し等を行うか否かは事業者の判断によります。 ・ベースロード電源市場や先物市場の取引状況については、本小委員会の下に設置されている制度検討作業部会や電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合において報告が行われているところ、こうした報告内容を踏まえつつ、整備状況を注視していきます。 ・需要家の皆様に向けた説明については、災害時のルール整備に係る趣旨や需要家の皆様への影響について分かりやすく説明するためのパンフレットを作成し、これを用いて、消費者団体に向けたオンラインでの説明会を実施することを予定しております。 ・御意見のとおり、災害時のインバランス料金制度と、ネットワーク機能の復旧後速やかに市場を再開するという市場の停止・再開基準を併せて導入することにより、価格メカニズムに基づいてDRや自家発電等の追加的な供給力を経済合理的に活用し、ひいては電力使用制限や計画停電の期間短縮、回避等につながっていくことが期待されます。これらの災害時の市場の在り方に係る制度の整備を通じ、全事業者の努力による電力の安定供

		給を目指していきます。
3	<p>・災害時インバランス料金については、今後のインバランス状況やその他市場の状況、様々な立場の意見を踏まえた継続的な分析・検討をお願いしたい。</p> <p>(理由)</p> <p>・災害時インバランス料金については、第23回電力・ガス基本政策小委員会において、添付書面の通り複数の委員・オブザーバーから懸念が示されている。また、「2022年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）」に対するパブリックコメントにおいても、慎重な対応を求める声も多い。今後は、広く委員・オブザーバーの皆様やパブリックコメントの意見を踏まえ、かつ事業者・需要家等への積極的なヒアリングを行っていただくなど、様々な立場の意見を踏まえた継続的な分析・検討をお願いしたい。</p>	<p>実際に計画停電や電力使用制限が行われた場合には、計画停電や電力使用制限下で必要な量を上回る予備力を市場に抛出しなかった事業者がないか等、必要な検証を行う予定です。</p> <p>また、2022年度以降のインバランス料金の在り方については、電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合「2022年度以降のインバランス料金制度について（中間取りまとめ）」において、2023年度まで暫定措置が設けられているところ、暫定措置終了後については、「暫定措置期間中のインバランスの発生状況やインバランス料金の状況、リスク回避のための手段の整備状況などを確認した上で、必要に応じ、暫定的な措置の延長や段階的変更を検討する」とされております。こうした観点を踏まえつつ、継続的な検討を行っていきます。</p>
4	<p>・災害時インバランス料金制度変更により、各小売電気事業者は、災害時も従来以上に、市場原理を通じて供給力を確保の努力をしていく必要性が高まります。</p> <p>現在、依然として、大半の電源は、旧一般電気事業者が保有しており、また、災害時は平常時以上に、新電力の電源調達手段は限られるため、制度導入に際しては災害時を含めた電源調達環境のイコールアクセスが確保されている必要があり、「旧一般電気事業者の災害時の市場支配力の行使の防止」や「卸電力取引市場への適正かつ十分な量の玉出し」について、ルールを整理しておく必要があると考えます。</p> <p>このような観点からは、「自社需要の0～1%相当の予備力を超える電源分を市場に投入する」といった従来措置では十分ではなく、例えば、災害時の供給力の大半を占めると考えられる旧一電が活用していなかった電源等を全量市場投入し、旧一電小売を含む全ての小売電気事業者が市場取引を通じてこうした電源へのイコールアクセスを実現する等の公平な競争環境整備の実現に向けた政策議論が不可欠であると考えます。</p> <p>上記の点を整理しないまま、災害時のインバランス料金制度を導入し、仮に大規模災害が発生した際に電気料金の値上げを強いられるのは、電源を持たない新電力が中心となることが想定されます。これは公平な競争とならず、全面自由化の目的のひとつである「需要家選択肢拡大」の趣旨にも大きく反すると考えます。</p>	<p>計画停電や電力使用制限中は、需要が削減されることで需給バランスが改善しているため、社会全体では供給力が足りていると考えられます。したがって、災害時に備えて先物取引等のヘッジ手段を活用し、供給力確保義務を果たそうとする小売電気事業者であれば、大きなインバランス負担が発生する蓋然性は低いと考えられます。</p> <p>こうした事業環境を確保するため、市場への電源供出について、電力・ガス取引監視等委員会において、計画停電や電力使用制限が行われている状況下で必要な量を上回る予備力を市場に抛出しない事業者がないか等、市場監視を厳格に行うとともに、必要な検証を行うこととしています。</p>

<p>5</p>	<p>・制度施行までの需要家向け周知の確実な実施について</p> <p>○小委の書面審議の過程で、事務局から示された、「需要家に制度をより理解していただくことが必要であり、資源エネルギー庁としても、消費者向けの説明会を実施する等、需要家の周知にしっかり取り組む」との考え方は、小売電気事業者としても極めて重要であると認識しています。</p> <p>○しかしながら、4月以降、新型コロナウイルス感染拡大による「緊急事態宣言」が出されたことに伴い、こうした消費者向けの説明会等は実施されていないと認識しており、本制度の需要家の周知・理解はほとんど進んでいない状況と考えます。</p> <p>○消費者が、本制度のメリット・デメリットについて十分理解がされる周知方法について、関連団体等と協議を行ったうえで、新制度が施行される2020年7月までに、確実に周知がなされることを要望します。新型コロナウイルス感染拡大問題の収束が見通せず、制度施行前までに消費者向けの説明会等が実施できない場合は、2020年7月としている制度施行時期の見直しを含めて検討すべきであると考えます。</p> <p>・災害時の供給力のイコールアクセスの担保</p> <p>○災害時のインバランス料金が導入された場合、自前の電源を持たず供給力の多くを市場に依存する新電力は、自前の余剰電源（平時は休停止）を多く保有する旧一電小売と比べて、予測不能な災害時において、限界費用で相対調達できる供給力が大きく劣後（インバランスリスクが新電力に偏在）することで、小売市場における競争環境を大きく歪めることが懸念されます。</p> <p>○災害時のインバランス制度は、災害時における供給力の確保が一種の「競争財」になることを意味するものです。このため、本制度の施行にあたっては、例えば、災害時の追加的な供給力（災害前は停止/休止していた旧一電の電源等）は全量市場投入して、全ての小売事業者がこうした電源へのイコールアクセスを実現する等の公平な供給力確保のための環境整備が必要と考えます。</p> <p>○現在、監視等委員会の審議会（制度設計専門会合）では、平時の旧一電の発電部門の取引条件に関する内外無差別性の議論行われていますが、災害時の追加的な供給力保有について支配的事業者である旧一電の電源に対する新電力も含めたイコールアクセスの実現に向けて、監視等委員会とも連携いただいたうえで、速やかに検討を開始していただくことを要望します。</p> <p>○尚、小委の書面審議の過程で、事務局から「必要な量を上回る予備力を市場に抛出ししない事業者に対して監視を行う」との考え方が示されていますが、「必要な量」として災害前に停止/休止していた旧一電の発電部門の電源を旧一電の小売部門がゲートクローズ前に先に確保される場合には、これら電源へのイコールアクセスは実現されないと考えます。また、こうした監視は、平常時・災害時に関係なく当然に行われるべき性質のものでありますが、災害時の電源へのイコールアクセスを念頭に置いた制度設計ではないと考えます。</p>	<p>・制度施行までの需要家向け周知の確実な実施について</p> <p>需要家の皆様に向けた説明については、災害時のルール整備に係る趣旨や需要家の皆様への影響について分かりやすく説明するためのパンフレットを作成し、これを用いて、消費者団体に向けたオンラインでの説明会を実施することを予定しております。</p> <p>・災害時の供給力のイコールアクセスの担保</p> <p>計画停電や電力使用制限中は、需要が削減されることで需給バランスが改善しているため、社会全体では供給力が足りていると考えられます。したがって、災害時に備えて先物取引等のヘッジ手段を活用し、供給力確保義務を果たそうとする小売電気事業者であれば、大きなインバランス負担が発生する蓋然性は低いと考えられます。</p> <p>こうした事業環境を確保するため、市場への電源供出について、電力・ガス取引監視等委員会において、計画停電や電力使用制限が行われている状況下で必要な量を上回る予備力を市場に抛出ししない事業者がいないか等、市場監視を厳格に行うとともに、必要な検証を行うこととしています。</p> <p>なお、平時の旧一般電気事業者の取引条件に関する内外無差別性については、電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合における議論を引き続き継続してまいります。</p> <p>・災害時のインバランス料金制度のレビューの実施</p> <p>計画停電中200円/kWh、電力使用制限中100円/kWhというインバランス料金は、懲罰的なインバランス料金を設定するものではなく、電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合において、ひっ迫補正インバランス料金600円/kWh等を適用するという方向性の中、新電力への経営への影響を勘案した暫定的な措置等として設定されたものであり、この内容を含む「2022年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）」はパブリックコメントを経て取りまとめられたものと承知しております。なお、同とりまとめにおいて、2023年度まで暫定措置が設けられているところ、暫定措置終了後については、「暫定措置期間中のインバランスの発生状況やインバランス料金の状況、リスク回避のための手段の整備状況などを確認した上で、必要に応じ、暫定的な措置の延長や段階的変更を検討する」とされており、暫定措置終了後の対応については、こうした観点も踏まえた検討が行われていくものと承知しております。</p>
----------	---	---

	<p>・災害時のインバランス料金制度のレビューの実施</p> <p>○厳寒・高気温・太陽光下振れ等といった予見可能性のある需給ひっ迫への対応の観点から、補正インバランス料金の導入は一定の合理性があると考えますが、計画停電や電力使用制限といった予見可能性がない事象に対して、小売事業者に過度にリスクを背負わせ、小売事業者がそれぞれにリスクヘッジを行うことが、全体最適につながるのか強い疑問が残ります。</p> <p>○こうした中、小委の書面審議の過程では、事務局から、小売事業者の災害時のインバランス料金へのリスクヘッジの対応策（代替手段）として、「ベースロード市場・常時BU・先物市場の活用」や「需要家との協議」を行うことが示されています。</p> <p>○2022年度から補正インバランス料金の導入を含めたインバランス料金制度の大幅な見直しが予定されていることを踏まえ、2022年度の制度導入実施前の適切なタイミングで、示された災害時のインバランス料金へのリスクヘッジの対応策が有効に機能しているか等のチェック&レビューを審議会等で行っていただくとともに、リスクヘッジ策が十分に機能していない場合、災害時のインバランス料金の在り方について、予見可能性の有無の観点から改めて議論していただくことを要望します。</p>	
6	<p>・これまでルールが定められていなかった災害時の取扱いについて、安定供給等の観点から制度設計された内容を早期に実施し、必要に応じて検証等を行っていくことが望ましいのではないか。</p>	<p>本案に賛成の御意見として承ります。近年の災害の発生状況を踏まえれば、今後もしつ災害が発生するか分からないことから、御意見のとおり、災害時のルールを早期に導入し、全事業者の努力による電力の安定供給を目指していきます。</p>